

議案第8号

鳥取県町村職員退職手当組合格約を変更する協議について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、次のとおり鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を変更する協議をすることについて、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月11日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合格約（昭和36年告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表西伯郡の項中「大山町 名和町 中山町」を削り、「大山町」を加える。

附 則

この規約は、平成17年3月28日から施行する。